

9

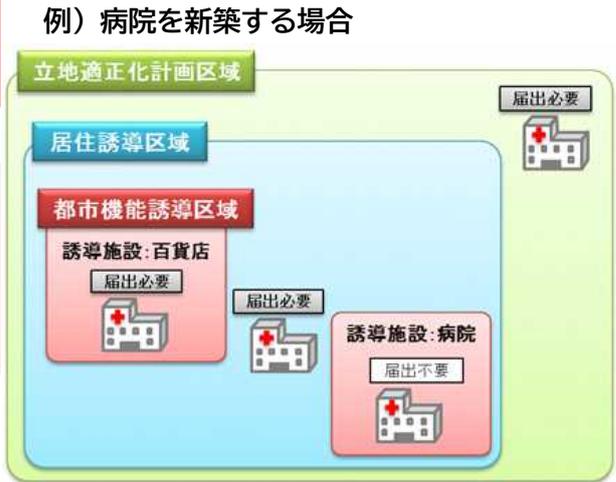
届出制度

1 都市機能誘導区域に関する届出対象行為

届出制度は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きや都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止を事前に把握するために設けられたものであり、誘導施設を対象に以下の行為を行うとする場合には、これらの行為に着手する30日前までに、市に届出することが義務づけられます。

■都市機能誘導区域外で届出の対象となる行為

- 開発行為**
誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行うとする場合
- 開発行為以外**
 - ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
 - ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
 - ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



■都市機能誘導区域内で届出の対象となる行為

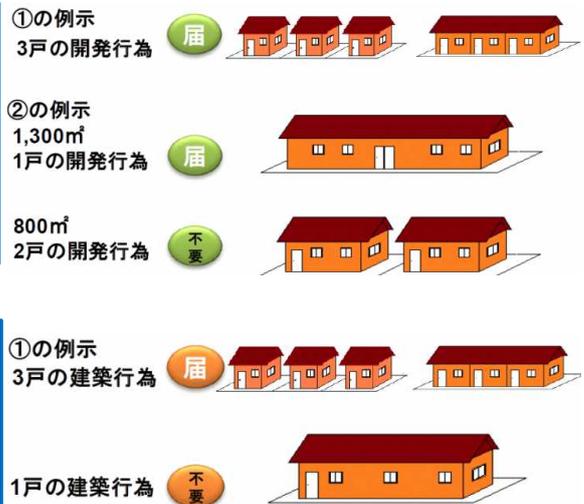
- 休廃止**
誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

2 居住促進区域に関する届出対象行為

届出制度は、居住促進区域外における住宅開発などの動きを把握するために設けられたものであり、以下の居住促進区域外で行われる一定規模以上の開発行為や建築行為には、これらの行為に着手する30日前までに、市に届出することが義務づけられます。

■届出の対象となる行為

- 開発行為**
 - ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
 - ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
 - ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例*で定めたものの建築目的で行う開発行為
- 建築等行為**
 - ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
 - ②人の居住の用に供する建築物として条例*で定めたものを新築しようとする場合
 - ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅など(①、②)とする場合



*2024年(令和6年)3月31日現在、条例は定めていません。